

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 3 年度第 1 回滋賀県一般機械器具製造業専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 9 月 27 日 (月) 9 時 22 分～11 時 10 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 (定数 3 人) 榎並典朗 庄野英夫 使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 西田保夫 水野 透 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福岡賃金指導官
主要議題	滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使各側委員の主張概要</li> <li style="padding-left: 20px;"><b>労側委員の主張</b></li> <li style="padding-left: 40px;">フルタイムの非正規労働者が基幹産業を担っている場面が増えており、魅力ある・必要な人材を集めるためにも最低賃金の引き上げが必要である。相当数の人手不足が生じており、個別の業種に限ってみた場合に新型コロナウイルス感染症の影響は少なからずあるものの、昨年ほどの危機的状況とは言えない。</li> <li style="padding-left: 40px;">以上により、連合(滋賀)のリビングウェッジ 980 円に向けた大幅な引上げ額を提示した。</li> <li style="padding-left: 20px;"><b>使側委員の主張</b></li> <li style="padding-left: 40px;">新型コロナウイルスの影響により、中小零細企業に大きな影響が出ている状況である。地賃時の 28 円引上げの目安には何ら根拠が認められず、現在でも納得していない。したがって、28 円引上げをベースとして話し合うつもりはない。特定(産業別)最賃の引上げは、民事的な効力があり、中小零細企業には大きな負担となる。</li> <li style="padding-left: 40px;">6 月速報の鉱工業指数や有効求人倍率の推移からみて、前年(令和 2 年)同期比では回復しているが、前々年(令和元年)同期比では、戻り切っていない。以上により、第 4 表 一般労働者及びパートタイム労働者賃金上昇率 B ランク産業計を根拠に、引上げ額 1 円を提示した。</li> <li>・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 令和 3 年 10 月 14 日(木) 9:30～</li> </ul>